

## 加盟社に関する組合規約

### (加盟社の定義・資格)

第1条 本組合の加盟社とは、本組合の保有する、知的財産権及び、特許に属さない秘密の価値ある技術情報、資料及び、本組合の実施する試験研究、学術研究の成果を、その者の事業に直接又は間接的に利用する事を目的とする法人をいう。

### (加盟社の権利)

第2条 本組合の加盟社は、以下の権利を有する。

- 一 本組合が有する特許に関する通常実施権
- 二 本組合が有する別紙記載のノウハウの使用権
- 三 本組合発行の認可証の交付を受ける権利
- 四 組合の行う技術・学術講習8科目を受講することを前提に、受講完了者が組合の行う認定技術師免許を受験することができる権利
- 五 組合の行う試験研究、学術研究の成果及び前項で行われた講義により知り得た知識を自らの事業に利用する権利

### (加盟社の義務)

第3条 本組合の加盟社は、以下の義務を負う。

- 一 本組合が行う別紙記載に関する其々の特許の「特許通常実施権設定及びノウハウ使用許諾契約」及び、「秘密保持契約」等の締結を行うこと
- 二 本組合の行う試験研究、学術研究を自らの事業において正確に実施するため、本組合の組合員が行う技術及び学術に関する講義を受講すること
- 三 本組合の行う試験研究、学術研究を自らの事業において利用するために必要な技術知識及び行動規範を習得するための免許試験を受験すること
- 四 本組合の行う試験研究、学術研究を自らの事業において利用することにより得た技術知識、実績等の情報、資料及び成果を本組合に開示すること
- 五 本組合への加盟に関する加盟金・年会費を遅滞なく納入すること
- 六 その他本組合の行う研究及び事業に参加すること

### (加盟申請提出書類)

第4条 加盟社たる資格を有する者は、本組合による加盟審査を受けるために、下記の書類を速やかに組合事務局に提出しなければならない。

- 一 本組合の発行する加盟申込書

1通

二 加盟しようとする法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）	1通
三 本組合作成の反社会的組織でない旨の誓約書	1通

(組合の行う加盟審査)

- 第 5 条 本組合は、加盟しようとする者の申請を受けた場合、速やかに加盟審査を行って加盟の可否の決定を行い、書面にて加盟審査の結果を申請者に通知する。本組合は、加盟不可の申請者に対して、提出された全ての書類を返還する。
- 2 前項の加盟審査において、加盟社としてふさわしくない又は反社会的組織であると判断された場合、加盟社として認められない。

(加盟に必要な契約)

- 第 6 条 本組合に加盟しようとする者は、加盟可の審査結果通知書到達後 30 日以内に、本組合との間で、別紙に關係する其々の特許の「特許通常実施権設定及びノウハウ使用許諾契約」「秘密保持契約」等必要な契約を締結しなければならない。

(加盟金・年会費)

- 第 7 条 本組合に加盟しようとする者は、前条に定める契約締結後 2 週間以内に、加盟金及び年会費を遅滞なく納入しなければならない。年会費は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを対象期間とするものとし、途中加盟を問わず一律とし、入会年月日により減額しないものとする。

(加盟社認可証の交付)

- 第 8 条 本組合は、本組合に加盟しようとする者が前条に従い加盟金及び年会費を支払った後速やかに、加盟社認可証を交付するものとする。

(契約の解除)

- 第 9 条 第 6 条で定める契約が終了した場合及び、加盟社より本組合への契約の解除申請がなされ、解除が容認された場合は、加盟社は、契約に従い、本組合から得た情報、資料等を全て返還し、契約終了後は、組合と「退会時秘密保持契約書」を締結。契約に基づき知り得た秘密情報を第三者に漏えいしたり、加盟社の事業に使用したりしないものとする。
- また、如何なる理由があろうとも、契約金、入会費、年会費は返金しない。

- 附則 本規約は全国トース技術研究組合定款第 31 条（総会の決議事項）第 2 号及び、第 32 条第 4 項（総会の議事）に則り、総会により決議されたものである。
- 本規約は、総会決議された 2017 年 10 月 29 日より施行する。

(別 紙)

特許及びノウハウに関して本組合が有する権利

- 1 本組合が設定している特許に関する専用実施権及び特許に属さない秘密の価値ある技術情報(以下、「ノウハウ」という。)
  - (1) 特許権第 3649657 号(土壤改良方法)の専用実施権及びノウハウ
  - (2) 特許権第 4785817 号(舗装構造)の専用実施権及びノウハウ
  - (3) 特許権第 4266809 号(地下貯水構造)の専用実施権及びノウハウ
  - (4) 特許権第 5714304 号(法面工法及び法面構造)の専用実施権及びノウハウ
  - (5) 特許権第 5720030 号(防草工法)の専用実施権及びノウハウ
- 2 本組合が有するノウハウの使用許諾権  
本組合が研究対象としている透水性保水型工法に関する技術ノウハウ及び試験研究ノウハウ。  
本組合が研究対象としている組合に関係した法規、税務、知財、社会保険労務等の学術研究ノウハウ。  
本組合が持つ、特許に関するノウハウ及び、特許に属さない秘密の価値ある技術情報、資料。